退職所得に係る市民税・県民税の取扱い

1 退職所得の納入について

退職所得とは、退職により勤務先から受けとる退職手当などの所得をいい、退職手当等に係る市民税・県民税の所得割は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に特別徴収することとされています。特別徴収した退職所得分の市民税・県民税は、特別徴収義務者(事業主)が市に納入することとされています。

退職所得に係る市民税・県民税の税額は、退職した年の1月1日 現在に住所がある市区町村に、退職手当等の支払を受けるべき日 (通常は退職した日)の翌月10日までに納入してください。

2 退職所得に係る市民税・県民税額の税率と税額

退職所得の金額(※) ×
-----------	-------

	税	率					
×	市民税	県民税					
	6 %	4 %					

特別徴収すべき税額									
市民税額	県民税額								

※ 退職所得の計算方法は所得税と同様です。

3 市への提出について

退職所得の納入にあたり、次のとおり提出をお願いします。

(1) 退職手当の特別徴収票(源泉徴収票)

退職手当の受給者が、取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員(相談役・顧問を含む)の場合は、「退職手当の特別 徴収票(源泉徴収票)」を市民税課に提出(郵送可)してください。

(2) 納入申告書(記入例 P 7)

個人事業主の方については、納入申告書*に退職手当等支払金額、勤続年数、特別徴収税額、特別徴収義務者の所在地、名称、個人番号等の必要事項を記入して、本市収税課に提出(郵送可)してください。退職所得に係る市民税・県民税の納入のために金融機関等へお持ちいただく納入書裏面の納入申告書欄には記入は不要です。

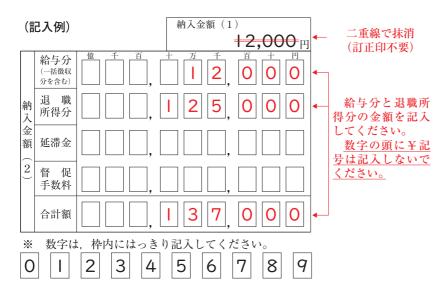
※ 市から送付している納入書の裏面。予備分(2枚)をお使いください。

法人の場合は、退職所得に係る市民税・県民税の納入の際に納 入申告書を記入していただくため、別途、納入申告書を市に提出 していただく必要はありません。

(3) 退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表 退職所得の市民税・県民税に係る納入が2人以上の場合は、「退 職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表」(P 19) を本市収税課に提出(郵送可)してください。

4 退職所得に係る納入書の記入例

(1) 退職所得に係る市民税・県民税を当月分の給与分と併せて納入 する場合



- ※ 納入書は1枚3連式(領収証書, 納入書, 納入済通知書)になっているので, それぞれの該当部分を変更の上, 納入をお願いします。
- ※ 黒のボールペンで記入してください。

(2) 退職所得分のみを納入する場合

納入金額(1)欄に税額が印字されていない納入書(予備分)を使用 して,該当年月,納期限,退職所得分,合計額を記入してください。 ※ 予備分は2枚送付しております。

5 退職所得に係る納入申告書の記入例

「納入申告書」は、納入済通知書(1枚3連式)の裏面にあります。

		市県	民民	税税		斜	Ŋ	入	盽	1	告	書	ţ					
水戸市長様							(受付印)											
	令和5年9月9日 提出																	
令和5年8月分 人						一人	1人 勤続年数					25 年						
							+	億	千	百	+	万	千	百	+	円		
退職手当等支払				金	額				1	4	0	0	0	0	0	0		
	別徴稅額	市	民		税							7	5	0	0	0		
		県	民		税							5	0	0	0	0		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離 課税に係る所得割の納入について申告します。																		
特別	住所(居所) 又は所在地 水戸市中央○								\bigcirc 7	目() 番	.O.	5					
徴収前	氏	:名又は名称			○○商事(核								株)					
別徴収義務者		法人番号 又は 個人番号	ı	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0			

※ 2人以上の場合は、「退職所得に係る分離課税分市民税・県 民税特別徴収納入内訳表」(P19)を本市収税課に提出(郵送可) してください。